

令和8年 1月13日

公示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第9項の規定に基づき公示する。

埼玉県知事 大野元裕

登録番号	42	登録年月日	平成18年3月31日				
登録検査機関の名称		有限会社五月女米穀					
代表者氏名	代表取締役 五月女 浩士						
主たる事務所の所在地	埼玉県羽生市大字北荻島847番地8						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
埼玉県	立岡一彦 清水憲一	玄米 玄米	K1128298 K1129016				
備考	農産物検査員の登録抹消(2名)						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。